

## 令和7年度「埼玉県広報アンバサダー」募集要項

Instagram を使い埼玉県のPR活動等を行っていただく「埼玉県広報アンバサダー」（以下、「アンバサダー」という。）を募集します。

### 1 活動内容

(1) Instagram 埼玉県公式アカウント (@saitama\_pref\_official) とのコラボ投稿\*

\*Instagram 埼玉県公式アカウントとアンバサダー自身のアカウント双方に同じ投稿が表示される投稿

★県が企画したテーマ（毎月1つ以上）について、コラボ投稿をしていただきます。コラボ投稿をしていただくアンバサダーは、ジャンル等に応じて県から個別にお声がけさせていただきます

(2) アンバサダー自身のアカウントで埼玉県のPRになる投稿（月1回以上）

★投稿テーマはアンバサダー自身で決めていただきます。ハッシュタグ「#埼玉県広報アンバサダー」を付け、Instagram 埼玉県公式アカウントをタグ付けして投稿していただきます（Instagram 埼玉県公式アカウントとのタイアップ投稿ではありません）

★参考として、県から毎月1回トピックリストをお送りします

(3) 平日に開催する座談会（年4回程度）への参加

(4) アンバサダーの立場で、県の広報活動にアドバイス

(5) 県が公開する動画の制作（別途謝金あり）

★全員必須ではありません。県から個別にお声がけさせていただきます

### 2 応募条件

以下の条件を全て満たす方（過去にアンバサダーの経験がある方も応募可能です）

(1) 18歳以上の方

(2) 埼玉県にゆかりがある方

(3) Instagram のアカウントを持っている方

★応募時に必ず Instagram のアカウントを「公開」としてください

(4) 一般常識があり、約束が守れる方

(5) 迅速に連絡が取れる方

★任命にあたり、必要な個人情報を県に提供していただきます

(6) 任命式（5月20日（火）午後開催予定）への参加が可能な方

(7) 任命式の際に顔出しが可能な方（撮影を含む）

★投稿は顔出しなしでも構いません

(8) 平日に開催する座談会（年4回程度）に参加できる方

### 3 募集人数

20組程度

★令和7年度「埼玉わっしょい大使」（以下、「わっしょい大使」という。）に任命された方（募集人数：5名程度）で、アンバサダーを兼任する方を含みます

### 4 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年4月15日（火）

### 5 任期

令和7年6月1日（日）～令和8年5月31日（日）

### 6 応募方法

以下の（1）（2）（3）のすべてを行ってください

(1) Instagram 埼玉県公式アカウントを「アンバサダー活動を行う予定の公開アカウント」でフォローしてください

(2) Instagram 埼玉県公式アカウントのアンバサダー募集の投稿に「アンバサダー活動を行う予定の公開アカウント」から「いいね」をしてください

(3) 県の電子申請システムにて、必要事項を入力の上、応募してください

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=91812](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=91812)

★アンバサダーとわっしょい大使を兼任することができます。わっしょい大使の活動内容は、埼玉県産農産物のPR投稿（月1回以上）、ほ場見学（月1回程度）や研修会（年3回程度）への参加などです。兼任希望「有」とする場合は、必ず「令和7年度『埼玉わっしょい大使』募集要項」を確認の上、わっしょい大使にも別途応募してください

### 7 選考

#### (1) 審査

書面等により実施

★審査にあたって事務局から連絡をする場合があります

## (2) 結果

審査結果は5月8日（木）までに応募者全員にメールでご連絡します

## 8 任命式

審査通過者には、5月20日（火）午後に任命式を予定しています  
（県庁周辺で開催予定）

## 9 その他

- (1) 審査通過後の辞退はご遠慮ください
- (2) 審査通過者は県の広報媒体（彩の国だよりなど）で紹介させていただきます
- (3) 他人の著作権、肖像権・プライバシーを侵害する写真、公序良俗に反する写真や動画の投稿は禁止です
- (4) 投稿した写真は県公式ホームページや SNS に掲載させていただく場合があります
- (5) 審査通過の連絡をした後、一定期間連絡が取れない場合は内定を取り消させていただきます場合があります
- (6) 任命式の際、記念品として交通系 IC カード（4 カ月分のアンバサダー活動支援： IC カード預り金を含む 2 万円分）または相当品をお渡しします  
★残りの 8 カ月分の活動支援については、アンバサダーとしての活動状況により別途お知らせいたします
- (7) 事務所に所属している方も応募可能です（事務所の同意を得た上で応募してください）

## 10 問合せ先

埼玉県県民生活部広報課 テレビ・ラジオ・広報紙担当

電話：048-830-2857

メール：a2830-04@pref.saitama.lg.jp